ウル第三王朝時代の婚姻について

大江 節子*

Abstract

On the Marriage in Ur III Sumer

Setsuko OH'E

Marriage is intimately related to the family system, inheritance system, and kinship relations in a society. In addition to the complexities of these problems, the lack of available source material has hindered research concerning marriage in Ur III Sumer, resulting in Falkenstein's NSGU being the only substantial study specifically related to this subject. The Falkenstein study has been supplemented to a very minor degree by research into Sumerian marriage customs as a means of furthering primary research into Old Babylonian marriage customs. Also, the Falkenstein NSGU study sought to explicate all positive laws as may be inferred from extant court records, and as a result sufficient consideration could not be given to each individual custom.

Recognizing the limitations of the above and relying primarily upon extant court records and other supplementary materials, the present study seeks to identify specific marriage customs of the Ur III Sumerians insofar as these may be confirmed today. The first part of this study, in which we consider the subjects of engagement and marriage, is presented here.

はじめに

いわゆるウルナンム「法典」¹⁾は、未だ欠損部分が多く、部分的な情報しか得ることはできないが、現在のと ころで、婚姻に関わりを持つと考えられる規定としては、

もし不自由身分の男性 $_{ir/arad}$ が,彼の望む不自由身分の女性 $_{géme}$ を娶ったならば,その不自由身分の男性は解放される $_{ama.ar.gi_4}^{2)}$ としても,その(主人の) $^{3)}$ 家から出るべきではない。(第 4 条) $^{4)}$

もし不自由身分の男性が(或る種の)自由身分の者 $dumu.gi_7^{5}$ を娶ったならば,一人の息子を彼 (ir/arad) の主人に奉仕させるべきである。……その,(或る種の)自由身分の者の(他の)息子を王/主人の許可なく不自由身分にすべきではない。 (第 5 条) 6

もし若い男性 $gurus^7$ の (未だ)床入りを済ませていない妻を,自由身分の(他の)男性 $l\acute{u}$ が暴力に及んで性行為をしたならば,その男性を殺すべきである。(第6条) 80

もし若い男性の妻が,彼女の意志で(他の)自由身分の男性に付き随い,彼が彼女の膝に横たわったならば,その女性を殺し,その(相手の)男性は放免す $_{
m ama.\,ar.\,gi_4}$ べきである。(第7条) $^{
m 9}$

もし自由身分の男性が彼と対等(?)の妻 _{dam. nitalam} ¹⁰⁾ を離別するならば,彼は銀 1 マナを量り与うべきである。(第 9 条) ¹¹⁾

^{*} 京都大学文学部西南アジア史研究室

もし自由身分の男性が(以前) 寡婦 $_{\rm nu.mu.su}^{12)}$ (であった再婚の妻) を離別するならば、銀 1/2 マナを量り与うべきである。(第10条) $^{13)}$

もし寡婦を、自由身分の男性が(婚姻の)契約記録なく彼女の膝に横たわったならば、彼は(離別に際して)銀を量り与う必要はない。(第11条) 14)

も[し]花[婿(になるはずの者)]が [彼の義]父(となるべき者)の家に[入り], [その]後, 義[父(になるべき者)が彼(= 花婿)の妻(となるはずの女性)を他の]男性に[与えた]ならば, 彼(=義父)は[彼(=花婿)が持参した婚礼]の為の贈物 (?) n(g,[dé,a] 15)を [2]倍[量り与うべきである]。(第15条) 16)

を挙げることができよう。ただし、現在までに発見されているこの種の楔形文字法典/法規集が、文献学的に、また法規範の体系上、どのような性格を持つものかということは、古来議論され続けているが現在も明瞭に為し得ず残っている問題であり¹⁷⁾、各々がその当時現実に適用された法典/法規集であったか否かについても、現在の資料状況では判断を下すことは難しいので、上記の、ウルナンム「法典」に記されている規定も個々をその儘現実に施行されていた法規として鵜呑みにすることはできない。が、あらゆる規律を網羅しているわけではないこの「法典」に婚姻に関わる規定が編まれ、その後の諸法典/法規集でも必ず規定されているうえに、欠損部分を考慮に入れても逐次その規定は増えていること等を勘案すると、当時、婚姻に関する事柄が現実に関心をそそる問題になっていたことは確かなようである。実際、ウル第三王朝時代の社会の基本的構成単位は「家」household であったと考えられる¹⁸⁾が、婚姻は、その「家」構成の重要な前提である。

しかしこれまでのところ、シュメール時代の婚姻については、専ら、一連の神話や讃歌にあらわされている一定の男女神や特定の女神と王によって執り行われた象徴的な婚礼儀式の解釈という神話学的研究が行われ¹⁹⁾、人間の日常生活レヴェルにおける婚姻の研究は殆んど行われていない²⁰⁾。現段階では十分な資料が出土していないこと、婚姻は単に当人同士の結び付きに止まらず、家族制度や相続、姻戚関係、等と直接関わりを持ち広がりが大きいこと、がその原因の一つになっていると思われるが、反面、それ故に今後の研究の手懸りとして、現在のところで確認できる範囲で婚姻の実態を明らかにしておくことは意義があると考える。

現在のところ、手にし得る史料のうち当時の婚姻の様相を最もよく伝えているのは法関係記録、とりわけ裁判 記録である。そこで、本稿ではこれを中心史料として、その他の諸資料を援用しながら、ウル第三王朝時代に焦 点を当てて当時の婚姻の有様をできるだけ明らかにしていきたい²¹⁾。ただし、都合上前篇と後篇に分けて、本稿 では婚約・結婚を、後篇で離婚を扱うことにする。

本論に入る前に、ここで用いる史料について補足をしておくと、本論で明らかにするが婚姻は合法性を得るのに書面をもってする必要はなく、従って、記録に残されたケースは他の必要性から婚姻が書き留められたり、何等かのトラブルが生じた故に裁判沙汰となり記録に残ったものと考えられる²²⁾。従って、記録にみられるケースが、場合によっては必ずしも当時の典型を表わすものでないことは留意の必要がある。

裁判記録は、判決を踏まえた上で、当時の人々にとって記録の必要性があるものだけ勝訴側に立脚して書式に 従い簡単にかなり慣用句を用いて書かれている。ウル第三王朝時代の裁判記録については1956-57年、A. ファル ケンシュタインが集録して翻字・翻訳をし、更にこれを基に当時の実定法を再構成しようと試みている²³⁾。婚姻 もその一つであるが、ファルケンシュタインは実定法の総括的研究を主眼としたため必ずしも個々が十分に検討 されているとは言えない。裁判記録は、以後少しづつ増えている。

1. 婚 約

(1) 結婚の申込みとその承諾

婚姻への手続きは、通常、将来結婚をしたいという意向を正式に相手側に伝え合意を取り付けることから始 まっている。この際, 『王の名にかけて,某に某を娶らしめよ mu.lugal……ha.an.du₁₂』という類いの文句を口頭 で相手に述べることが慣行していたようで、現存する法関係史料では、結婚を希望する男性の父親、結婚を希望 する男性本人, 花嫁となるべき女性の父親, の何れかがその口上を述べている²⁴⁾。ファルケンシュタインはこの 口上を求婚の言葉と見做して "PN will ich heiraten" あるいは " PN_1 möge PN_2 heiraten" と訳し、記録は婚姻の取 り決め成立を前提として書かれたので、これに対する相手方の同意は一切記録されなかった、と解釈している²⁵⁾ が、C. ヴィルケはこの口上を "PN₁ hat PN₂ ganz bestimmt genommen" と訳し、婚約成立後の誓言と見做してい る²⁶⁾。裁判記録ははじめに述べたような記録方法で簡潔に書かれている為に、これらの口上が単に求婚の言葉な のか、あるいは婚約が整った場合にその証として儀礼的に唱えたものか全く説明していないが、『王の名にかけ て mu.lugal』という誓約表現²⁷⁾を伴った場合、『結婚する、獲得する、所有する、摑む』等の意味を持つ動詞 TUK (=du₁₂)²⁸⁾ が Hamtu アスペクトをとり、この句を伴わない場合、動詞は Marû アスペクトで表現されると いう原則がみられる²⁹⁾ から、筆者は、この類いの口上 (Marû アスペクト) で求婚がされただけでなく、婚約が 成立した場合にも王の名の下にそれを (Hamtu アスペクトで) 確と誓約するという儀礼的な行為があったものと 考える。現存する史料では花婿候補の父親がこの口上を述べたケースが最も多いが,はじめに述べたように記録 に残ったケースはトラブルのあった婚姻が多く、後述するごとき婚約当事者たる男性の年令と婚姻に支障の生じ る率を考慮に入れる必要があり、必ずしもこれが一般を反映していると速断することはできない。結婚を希望す る女性本人, または結婚を希望する男女両性の母親が口上を述べるケースは現在のところみられない³⁰⁾。ただ し、(おそらく夫が生前取り交わしていたと推測される)娘の婚姻予約を、夫を亡くした妻即ち娘の母親が解消す るというケースもある³¹⁾ から、母親には婚姻の取り決めに口を出す権限が必ずしも無かったわけではなく、慣 習として,結婚を希望する男性本人もしくは男女両性の「家」の家長相当の保護者が婚姻の話を持ち出す,とい うことだったと考えられる。

結婚申込みの受け手については,少例において花嫁として所望された女性の父親が挙げられている 32 が,殆んどは求婚する側の者が『(相手方の所へ) 現われて $_{igi.ni}$ … $_{-gar}$ 』上述の口上を述べた,と記録しているのみで具体的に相手を明示していない 33 。結婚申込みの受け手に起因するトラブルが生じた例がない為に記録されなかったか,あるいは求婚に対する諾否の権限を持つ者は慣習上明白であって周知の故に省略されたか,定かではない。

ところが、最近発表された、エンリルとニンリルの結婚に至る過程を描いた物語は、婚約成立前後の状況を或る程度詳しく描写しており、通常の婚姻を考察する上でもかなり示唆的である³⁴:

独身のエンリルは妻にする女性を捜して諸国をめぐり、エレシュの地で、ハヤとニバダの間に生まれた女神スドを見初める。彼は直接スドに『私の妻 nitalam になってほしい』と結婚を申込むが、スドは自らそれを断る³5)。しかしエンリルは使者を立てて彼女の母親、エレシュの都市神ニダバに名乗りをあげ、贈物やスドの将来を約束して『あなたの娘御を妻として娶りたい。御承認いただきたい』と頼み込む。この申込みに対して彼女の母親は『祇侯の贈物(?) mu.pà.da/zikir šumim ³6)と婚礼の贈物(?) níg.dé.a/biblum ³6) を持ち来るなら、中傷は(消えて)納まりましょう。私をあなたの義母

MUNUŠ. ŭsbar₆ にするように。あなたがお望みのことをなさい』と返答をする。スドの母親によって婚姻が取り決められると,莫大な贈物がスドの母親の許に届く。最初結婚を拒んだスドは説得によって翻意したか意志を無視して従わされたか不明であるが,滞りなく小姑_{食 rib} に付添われてエンリルの許へ興入れする。

という筋立てである。この神話のオリジナルの作成年は不明であるが、淵源はシュメール時代に遡ると考えられる。物語の主人公がシュメールのパンテオンの最高神エンリルとニンリルであるから、話が現実とどのように関わるか問題はあるが、この物語では、婚姻予約は当事者たる女神本人の合意に由らず、男神は代人を立ててその母親と交渉を進め、母親は自分の恣意で娘の婚姻を承諾している;母親ニダバよりもエレシュにおける社会的地位の低い父親は婚姻での役割が全く言及されていない;婚約の成立には贈物が必要である;花婿の姉妹が婚礼で或る役割を担っている、ということを知る。従って、娘への求婚に対する諾否の権限に関していえば、ここでは、家族の主導権を握る母親ニダバにその権限があり、その同意が婚姻の要件であると共に、必ずしも予め結婚当事者である女性本人の合意を得ることを必要としていない、と言える。

上記は母権優位の許にある娘の婚姻神話である。前述の法関係記録と併せて考えると、一般に婚約は、結婚を希望する(一定の)男性あるいは男女両性の「家」の家長相当の保護者によって締結され(実際的には、現存記録に依ると、母親が子供の配偶者の選定権を持つのは父親が死亡した場合に限られているので、おそらく当時は選定権者の第一順位に父親がおかれ、父親が不在の場合にはじめて母親が代行するという形であったと考えられ、父権優位が窺える)、結婚当事者である女性には求婚も求婚に対する諾否の権限も与えられていなかったようである³⁷⁾。裁判記録に求婚の受け手が書かれていないのも、この慣習を前提としていた為と考えるのが妥当ではないだろうか。

(2) 婚約の法的効力

裁判によって結婚することが確定したケース(おそらく婚約の不履行でトラブルが生じ、裁判沙汰になったケースと思われる)では、必ずその判決理由に上述の求婚・婚約の言葉が関係者間で交わされたことが挙げられている³⁸⁾。しかも婚約を締結した当事者よりも第三者によってその事実が証言されている。また L 958³⁹⁾ には、

ウルイガリムなる人物が、父親の決めた女性ゲメイガリムとは別の女性と結婚をする。(おそらくゲメイガリム側によって)裁判が起こされ、父親が自分の相続人ウルイガリムの為にゲメイガリムのところで婚約の口上を述べていたことが証人2名によって確認されたので、父親はゲメイガリムに対して銀1マナを支払うべきである。

とある。銀1マナは,後篇で論じることになる,妻に落度がなく夫の勝手で合法的婚姻を解消する場合に支払う離婚金と同額である 40 。またITT III 3516^{41} には,

ディンギルムなる男性をめぐって姉妹マンギとイニムシャシャが婚約を主張し、裁判沙汰となる。その男性の母親が、『マンギが(婚約の)取り決めを記した粘土板を受け取っている』と誓言したので、イニムシャシャは結婚を断念し、マンギがその男性と結婚した。

と記されている。

これらの記録によって、婚約の締結が、法的に婚姻成立の拘束力を持っていたことが分る。従って当時、この ような形式の婚約をすることが必ずしも必要であったかどうかは分らないが、婚姻成立に支障が生じた場合には これが効力を発揮するので、通常は、婚姻の不当な不履行を避ける為にも慣習的に第三者を介入させるか記録に 残す等で婚約の締結を後日証明できるような形で婚約をしたものと思われる。

L 958 については、当の男性が既に他の娘と婚礼を済ました為、婚約を履行されなかった側は、履行の要求ではなく、父親を相手に損害賠償の訴えを起した、という P. コシャーカーの解釈がある⁴²⁾。

(3) 婚姻年令と親の同意権

上記の裁判記録 L 958 では、相続人は親の定めた婚約者と結婚せず別人と婚姻するが無効にはなっていない。 従ってこの場合息子の配偶者の選択権が親にあったとは考えられない。*ITT* III 6610 も同様である。ところが、 *ITT* III 6444⁴³⁾ では、

ドゥガニズィなる男性が二人の女性ニンドゥブサルおよびハラバウと婚姻を約束し裁判沙汰となる。彼は口上をもってニンドゥブサルと婚約をしていた事が証人によって確認され、彼女と結婚をしたが、ハラバウの方とは彼の両親の同意を得ることなく彼女の父親と婚約を締結していたので、離別した。

と記されている。L 1106344) には,

(婚姻をめぐって何等かの支障が生じて裁判沙汰になるが、)フールムなる男性は、父親の同意によってゲメバウなる女性と王の名において誓約して結婚した。

とある。ITT III 6432⁴⁵⁾ にも、

シェシュカルラなる男性がニンアバナなる女性に口上を述べて婚約したことを 4 名の証人が誓言した。そして父親の同意によってその女性と結婚した。

と記されている。これらのケースは,息子の婚姻に親の同意が必要であることを伝えている。娘の場合,求婚もそれに対する諾否も共に保護者の権限にあるが,息子の場合,求婚は自らする場合と父親が口上を述べる場合があったことは既にみた。このような,婚姻における親の介入のあり方についてファルケンシュタインは,『おそらく息子については,両親の同意は未成年に限られていたと思われる』と推察している⁴⁶⁾。これに対して S. グレングスは,未成年の男性は契約能力を持たないというファルケンシュタインの含みを取り挙げ,婚約に対して男性本人が持つ権限は,未成年といえども親のそれに対する権限とは別種の基本的なものであり,親の同意がない為に無効になったケースは,契約のうちの他の法的制約に抵触するところが何かあったからだ,と推論している⁴⁷⁾。しかし,グレングスのいう別の法的制約の根拠は稀薄である。

息子の婚姻に対する親の同意の要・不要の区別を説明できる証拠は現在のところはない。ただ、ウル第三王朝以後あまり遠くない時代にオリジナルが書かれたのではないかと考えられる、シュメール語・アッカド語併記語彙集『アナ・イティシュ』シリーズ⁴⁸⁾の中に子供の成長過程が『彼(=義父)は彼(=捨子)を献身的に世話し、彼の頰を打つことなく彼を養育し、彼に書記術を教え、彼を大人にして彼に妻を娶らせた』⁴⁹⁾と書かれていることからも、通常は成人してから結婚したものと思われ、未成年で婚姻する場合は、何等かの配慮が加えられた可能性は大いにあるから、親の同意の要・不要はこれに結び付けて考えるのが最も妥当なように思われる。ただし、未成年の場合、婚姻契約能力を全く持たないのではなく、本人の意志と親の権限の何れが優先するかはケー

ス・バイ・ケースで或る程度の柔軟性があったからこそ裁判沙汰となったのではないだろうか。

ところで、『アナ・イティシュ』の上記の箇所ではアッカド語 etlum (大人になる)に対してシュメール語は sa te.na bí.in.mú が宛てられている。シュメール語の原義は今のところ不明である $^{50)}$ が、sa『綱、網、筋肉』 $^{51)}$ が $\mathbf{su_6}$ 『髭』の代りに用いられるという解釈 $^{52)}$ を採れば、『頰に髭が生える』時期から成人と見做されていたことに なる。中期アッシリアの法規集では10才以上の男性が婚姻を許可されている⁵³⁾ことを考え併せると注目に値す る。

(4) 贈

前述のエンリルとニンリルの結婚物語の中では、婚姻予約の際、男性側が女性の家へ níg.dé.a; (níg.) mu.pà.da を贈ることが礼儀として説かれていた⁵⁴⁾。新アッシリアの書記はこの語に各々,アッカド語 biblum; zikir šumim を宛てている⁵⁵⁾。A. フィンケルシュタインは、mu.pà.da の本来の義は『名前を挙げる』、即ちここでは所望する 女性の保護者に花婿として自分を「選択し」てもらう為の贈物を意味するが,mu.pà.da は文学的パラレルとし て区別して使われているだけで実際には níg.dé.a と同じ婚姻の慣習的な贈物を指す, と解釈する56) のに対し て、J. レンガーは、婚約を成立させるだけの目的であれば二種類の贈物をする必要はなく従って各々異った目的 を持つ贈物である、という前提を立て、古バビロニア時代の婚礼の贈物リスト UET V 636 を援用して、biblum の方は婚約の成立後に花婿側の家族のメンバーが花嫁の家族に持参するもので、婚姻を結ぶ男女双方の家族の緊 密な親族関係を設定・維持する為の贈物である,と定義している⁵⁷⁾。

ハンムラビ「法典」159-161条は,男性が女性の父親の「家」に biblum と,後述する婚資 terḥatum⁵⁸⁾ を持参し たにも拘らず婚姻が不成立に終った場合の規定であるが、この場合 terhatum と biblum 双方の帰属が問題にされ ている。ところが、妻の死亡および夫婦双方が生存中に婚姻を解消する場合, terhatum の帰属は問題にされてい るが biblum への言及は全くない59)。もしも biblum が親族関係を設定・維持する為の贈物とすれば、なぜ terḥatum と同様に離別の際にその帰属が問題とならないのだろうか。おそらく biblum は,その法的効力が婚姻の成 立と共に消滅する類いの贈物と考えるべきではないだろうか。

níg.dé.a; mu.pà.da は性格がいまひとつ明確にできないが、何れにせよ婚姻に関わる贈物ではある。ところ が、管見の限りでは、上記のエンリルとニンリルの神話を措いて現在のところウル第三王朝時代にその用例はみ られず、代って婚姻に際して níg.mussa と呼ばれる贈物がみられる60)。しかし níg.mussa は、後述するが、法関 係記録には全く言及されておらず、婚姻の要件とは考え難い。

フィンケルシュタインはこのような状況に拘らず、ハンムラビ「法典」との関連から、はじめに挙げたウルナ ンム「法典」15条の欠損部分に敢えて níg.dé.a を推定補充している⁶¹⁾。

法関係記録には婚約の際の贈与や取り決めの細目を記録した例は殆んど無いが、BE III 8 では娘の父親が

ルーガルカルレが、我が娘と婚姻せんことを。(婚姻するならば、私は)彼に我が家を与え[よう]。

と求婚したことが記されている。HSM 3662⁶²⁾では,息子の父親が我が子の婚約に際して家屋を与え,(おそら くその所有についての後難を顧慮して)法的手続きを取っている。

(5) 契 縁

裁判記録には記載の有無の基準は不明であるが、係争関係者の職業が記されていることがある。そこで、当時 どのような「家」と「家」の男女が婚姻関係を設定したかを知る一端ともなる為に、婚姻関係を結んだ、あるい は結ぶ予定の、両家族の職業の分るものを全て列挙すると次のごとくになる⁶³⁾。

·	テキ	スト	男性	上 側		女 性 側
ITT [3547	rev. 2-9	父親:布縮絨人	(lú TÚG) ⁶⁴⁾	父親:布縮絨人	(^{lú} TÚG)
ITT 🏻	6518	obv. 2'-6'	父親:粉碾人	(ara ₅) ⁶⁵⁾	父親:粉碾人	(ara ₅)
ITT Ⅲ	6555		父親:吟唱楽人	(nar)	父親:吟唱楽人	(nar)
<i>ITT</i> Ⅱ	948		父親:	(GÀL.DI) ⁶⁶⁾	父親:牧人	(sipa)
TUT	125	obv. ii 7'-13'	本人または父親	:牧人 (sipa)	父親:料理人	(muḫaldim) ⁶⁷⁾
ITT 🏻	6550		父親:神官	(gudu ₄)		(病妻の)父親:神官 (gudu ₄) :女性の)父親:神官 (gudu ₄)
ITT V	6832		父親:神官	(išib)	父親:神官	(gudu ₄)
ITT [3523		父親:吟唱楽人	(nar)	父親:神官	(gudu ₄)

婚姻関係を設定した/設定する予定の「家」の職業

išib は巫術を事とする神宮で、特に重大な行事に際して祓清めの儀式を司どる最高の神官であったようである $^{68)}$ 。 $gudu_4$ ($=UH+I\check{S}IB$) も,多少役割は異なるが,やはり祭祀における祓清めを職掌にする神官である $^{69)}$ 。 $gudu_4$ は神官としてのランクは一般に išib よりも下級だったようである $^{70)}$ が,ウルクとアラッタの王の競い合いを描いた通称『エンメルカルとエンスケシュダンナ』物語では, $gudu_4$,išib, $l\acute{u}$.maḥ 等の神官が共にギパルで生活をしていた様が描かれている $^{71)}$ ことをみても,išib と $gudu_4$ には接触の機会が多かったであろうことが窺われる。rar は吟唱や楽器の演奏を職掌にし,王室と同様,神殿にも奉職して様々な儀礼や祝祭に参加している $^{72)}$ 。レンガーに依れば,神官としてのrar は一般に $rac{gudu_4}$ と並ぶランクであるという $^{73)}$ 。

上記の、婚姻関係を設定した/設定する予定の両家をみると、必ずしも同業者間に限って婚姻が行われているわけではないが、父親同士が職業に接点を持つケースが多いことに気づく。これらの裁判記録を残した当該裁判所の管轄が解明されない限り速断することはできないが、婚姻/婚約当事者の一方の「家」の職業のみ分るケース⁷⁴⁾も合わせると、当裁判所は実に様々な職業を持つ広範な人々の「家」に生じたトラブルを扱っているから、このような結びつき方は一般の傾向を反映していると考えてよいかもしれない。

2. 婚 姻

旧弊の誇張表現ではあろうが、初期王朝時代末のいわゆるウルカギナの改革碑文は、『昔の女性達は各々二人の男性と結婚していたが、今の女性達はその悪習(?)を捨てさせられた』⁷⁵⁾と述べている。一方、古バビロニア時代については、富裕な人々の場合一夫二婦のケースもあるが、一般民衆は一夫一婦であった、という報告がある⁷⁶⁾。

ゥル第三王朝時代では、現存する法関係記録からは、後述するような特別な場合⁷⁷⁾ を除いて、一夫一婦婚以外の婚姻形態は検出できない。一人の男性が二人の女性と婚約をし、裁判で争ってその中の一人が婚姻を遂げている例や、妻と離婚し別の女性と再婚をする例⁷⁸⁾ は、一夫一婦の慣習が根底にあることを推定させる。行政・経済記録の分析でも一夫一婦婚が報告されている⁷⁹⁾。

(1) 婚姻の締結

先にも述べたように、現存している婚姻例は殆んど、トラブルが生じた為に裁判沙汰となり記録に残されたも ので、従って、司法の介在によって婚姻が締結されている。しかし、L 11004⁸⁰⁾ は破損のない完全な記録である が、

ウバルトゥムは、プズルハヤを妻として娶った。証人達(4名)の前で王の名にかけて誓った。イッビ・シン4年。

とだけ記録されている。この婚姻も何かの必要性から書き留められたのには違いないが、婚姻は必ずしも司法の 介在を必要としないことが分る。

シュメール語では妻は一般に dam⁸¹⁾ と呼ばれているが、夫を表わす場合も同じ呼称 dam が用いられ、その意 味では夫婦は同等の配偶者である。しかし、法関係記録では、婚姻の成立は一般に男性が女性を『(妻として) 娶った ba.an.duっ』で表現され82),女性が行為の主体として記録された例はみられない83)。婚約の口上では,女 性が主体として表現された例があるが、その場合も後日の婚姻は男性が動作主体として表現されている84)。ここ で、この『結婚する duy/ahāzu』が実際的には何を指しているか、即ち、何を指標にして婚姻の成立と見做され たかということが問題となる。これは往々論議となる問題で,古くは司法の介在の下に行われた婚儀を指すと考 えられていた⁸⁵⁾ が,その後,コシャーカーは,花嫁を花婿の家へ連れて行く行為と捉え⁸⁶⁾,A. ファン・プラー ク、G. ドライバーと J. マイルズ,ヴィルケ等は,床入りの儀を済ませることであるという見解を採ってい る⁸⁷⁾。これに対しファルケンシュタインは,du₁₂/aḥāzu は性行為を表わす例もあるけれども,性行為も輿入れも 指さず『選び取る』という意味合いで使われている例もあり、原義はどうであれ、ウル第三王朝時代には使い古 されて単にニュートラルな抽象的言葉『結婚する』としてしか使われなくなっていた,と考察している⁸⁸⁾。B. ランズバーガーもまた、古バビロニア時代の ahāzu は性的交りを意味していないと述べている⁸⁹)。確かに、言葉 はより広義に用いられ抽象的な方向に進んだ可能性がある。しかし、はじめに挙げたウルナンム「法典」でも窺 われるように、未婚・既婚の区別は当時の男性にとっても女性にとっても重大な利害関係が加わったから、公に 婚姻の成立と見做されることになる婚姻成立の要件の方は等閑にされたはずはない。そこで、du12/aḥāzuの用法 とは別に、婚姻成立の要件を明確にしておく必要がある。

ハンムラビ「法典」⁹⁰⁾ は、130条に

もし誰かが、未だ男性を知らずしてその父の家に住んでいる他人の妻 asiatum を動きを封じて彼女の膝に横たわり、そ こで捕えられたならば、彼は殺されその女性は放免される。

と規定し、未だ実父の家に居て夫の許に嫁いでいない女性を既に『妻』と呼んでいる⁹¹⁾。逆に、同128条では、

もし誰かが妻を娶って aššatam ihuz も,彼女(と)の(婚姻)契約 riksātum を締結しないならば,その女性は妻 aššatum で はない。

と規定し、既に内縁関係(=事実婚)92)にあろうとも、契約が締結されなければ合法的な妻とは見做していな

い。従ってハンムラビ「法典」は、契約の締結を合法的婚姻成立の必須要件としていることが分る⁹³⁾。 ウル第三王朝時代の裁判記録 *ITT* II 3547 rev. 2-9 には、

ルニンシュブルなる男性がニンヒリスなる女性と結婚した $_{\text{in.du}_{12}}$, $_{$

と記録されている。これに拠ると、ニンヒリスなる女性は、輿入れも床入りの儀も未完了の段階⁹⁵⁾で既に『彼の妻』であり、『結婚した』と見做される状況にある。*ITT* III 5286 rev. ii 6'-16' では、

カームなる男性がバウイズなる女性を妻として王の名にかけて誓った。その後バウイズを離別したので、彼は銀1マナをバウイズに支払う……

とあり、ここには『結婚する』という術語は用いられていないが、後篇で論じるように、妻に落度がなく、合法 的婚姻を解消する場合にのみ支払われる額の離婚金が支払われているので、『妻として王の名にかけて誓う』と いうフレーズが、合法的婚姻を指していることが分る。換言すれば、王の名に基づく誓言あるいはそれが暗示す る付随事項が、当時の人々にとって、婚姻成立の要件として了解されていたということであろう。婚姻記録で は、『結婚した』という句の次に宣誓が書かれ、記録頻度が高いことからも婚姻締結の際には必ず婚姻の誓約が 行われたであろうことが窺われる。婚姻成立の要件については更にファルケンシュタインとグレングスの見解を 検討しておく必要がある。

ITT V 6832 1t.

ウルラマはニンニズを離別した in.tag₄。 inim.nam.dam KA nu.ù.[].keš[da.a] nam.da[m]. (4名)が裁判官で、その判決を行った者達である。

と読める。判決部分は破損しているが、ファルケンシュタインは、inim KA.kešda がアッカド語 riksātum に通じる⁹⁶⁾ ことから、判決理由の下り inim.nam.dam KA nu.ù.[].kešda.a nam.dam ……を『彼は(彼女と)妻の契約を結ばなかったということと、妻の……(が証明されたので)』と読み取り、古バビロニア時代の婚姻における契約を考え合わせて、このケースはおそらく妻によって起された離婚金請求の裁判で、夫はそれを支払う必要がない旨の判決が下ったものと解釈した⁹⁷⁾。そしてこの記録の存在を根拠に、ウル第三王朝時代においても、個々の婚姻記録に婚姻契約が言及されていなくても、婚約とは別に婚姻締結に際して通常婚姻契約を結び王の名に誓ったこと、通常は花婿が花嫁を家に連れて来て後、二人以上の間でこれを取り交したが、婚姻当事者だけで交わす場合もあったこと、契約内容はおそらく社会通念的なものより、個々の婚姻当事者に即した私的な約束が交わされ、結婚生活に支障が生じた場合にこの契約が効力を発揮したこと、を推定した⁹⁸⁾。

ファルケンシュタインは取り立てて婚姻成立の要件を明確にしようとしたわけではないが, 花嫁の輿入れに発して契約の締結を含む一連の儀式を想定し, この手順全体を要件と見做しているようである。

これに対してグレングスは、婚姻契約の存在を疑問視する。即ち、ITT V 6832 以外に婚姻契約を直接表現する記録はなく、inim KA.kešda 自体、文字通り解釈すれば口約束、即ち婚姻予約、と解釈することができ、記録から婚姻予約と婚姻契約二通りの契約を区別することは困難である;ファルケンシュタインは記録の順番を基に、『結婚した』という句の次に王の名の下での宣誓が書かれている場合、婚約とは別の、婚姻契約の為の誓言

が行われたと見做すが、記録順序は書記の恣意によって様々に書かれ得るし、婚約によって十分に花婿と花嫁を 拘束する関係を創り得るので、婚約以外に婚姻契約および誓言を想定することはむつかしい、と述べている⁹⁹⁾。

筆者の私見に依れば、(i) inim KA.kesda を婚姻予約と解釈すると、ITTV 6832 のケースは婚姻契約はおろか婚約も成立していない状況となり、その場合、裁判で夫婦の婚姻解消 tag_4 として扱われることはあり得ない。婚姻に際し常に古バビロニア時代のごとき契約が交わされたと結論するには証拠が不十分であるが、少なくともウル第三王朝時代に契約を結ぶケースもあった事は否めない;(ii) 裁判記録は判決に立脚して記録されるので、判決は冒頭に書かれる場合と末尾に書かれる場合があるが、その他は記録次第が一定し、決して書記の恣意で書かれていない。婚約の際の誓言は、必ず『(所望する相手の保護者の所へ) 現われて』、『結婚を希望する/婚約したこと(について相違ない事)』を誓うのに対し、『結婚をした』という句の次に書かれた王の名の下での誓約は、第三者の前で行われ 100)、誓言内容は書かれない、もしくは『(将来) 文句を言わない』ことを誓うという違いがあり、従って各々は別の誓約で、後者は婚姻の宣誓と考えてよいのではないか 101 ;(iii) この宣誓はファルケンシュタインの推定するように、輿入れ後に行われると考えるべき根拠は全くない、(iv) 前述したように、婚姻宣言は婚姻締結の際必ず行われたと考えられる、以上の点から、筆者は、婚姻成立の必須要件は、(古バビロニア時代のごとく婚姻契約を締結することも要件に入っていたかもしれないが) 少くとも王名にかけて証人の前で婚姻締結を宣言することではなかったかと考える。

(2) 婚 儀

婚姻の宣誓に連関して、法的でなく慣習的なものとして通常は挙式が行われたと考えられる。これを伝える史料は殆んどないが、「宗教婚儀の諸様相は実生活の婚姻に範がある 102 」とみて宗教・文学作品と関係史料を比較検討すると、ウル第三王朝第二代王シュルギとイナンナ神の婚礼讃歌に、シュルギが大量の家畜を携え特別の装いでイナンナの許へ行くと、イナンナは沐浴をし口に香油を塗り目を黒ずんだ顔料で粧った花嫁姿でこれを迎える、という箇所がある 103 。ウルカギナの碑文にも、離婚と対比させて『人が(誰かの)頭部に黒い顔料を塗った場合… 104 という箇所があり、これが婚姻を指していることは諸学者も認めている。また、イナンナ神に対するシュメール語讃歌の一節に、『(彼女は、) 共に身を横たえる男性が(花嫁として)布を被せることなく、妻にはなれない女性である 105)とある。裁判記録 ITT II 931 では、夫に対して『……私の[被って]いる布をあなたの頭に載せないで下さい 106)と言った妻の発言が問題にされているが、これは婚礼に遡った言及と考えるべきであろう。

このように、婚礼では花嫁はおそらく念入りな色塗りの化粧をして布を被り、花婿が手を掛けて布を取り除く、といったことが行われたと推定される。花婿側の詳細については分らない。

古および中期バビロニア時代からは、婚約の成立以後娘が婚家へ嫁ぐまでの婚礼およびその贈物の記録が出土している¹⁰⁷⁾。これに拠れば、花嫁が婚家へ嫁ぐ前に花婿の縁者が花嫁の家へ訪れ、神事を行い祝宴を催して互いの親睦を図ること、花嫁の輿入れ前に花婿も花嫁の家を訪れ、数ケ月を過した後花嫁を婚家へ連れて帰ること、等が分るが、ウル第三王朝時代には現在のところ次に述べる níg.mussa の記録しかなく、法関係記録からも、婚儀がいつ、どこで、どの位の間、どのような手順で行われたか等を知ることはできない。

エンリルとニンリルの婚姻神話では花婿の姉妹が婚姻において役割を担っていたが、史料からはそれらを窺い 知ることはできない¹⁰⁸⁾。

(3) níg.mussa と婚姻締結の方法

ウル第三王朝時代の行政・経済記録から、時々 níg.mussa (=MÍ.ÚS.SA) という術語が検出される。字義は『女婿の(贈)物』であるが、古バビロニア人はシュメール語・アッカド語併記語彙集に、

(sum.) (akk.)

kù.dam.tuk tir-ha-[tum] (婚資)

kù, dam. tuk. a. ni giš. banšur. ta tir-ha-as-s[u]

(彼女の婚資を彼は入れ物に置いた)

bi.in.gar pa-áš-šu-ri iš-ku-[un]

とし 109 、níg.mussa に terhatum を宛てている。terhatum は、ハンムラビ「法典」やエシュヌンナ「法典」に依ると、婚姻に際して花婿が花嫁の「実家」に与える婚資で、婚姻を解消する場合は状況に応じてその帰属が法的に問題となる類いのものである 110 、一般には『花嫁代』と訳されて、古来この terhatum の性質をめぐって古バビロニア時代の婚姻が売買婚か否か論議されてきた 111 、terhatum の語は、管見の限りではアッカド時代に遡って検出することができる 112 、もしも níg.mussa = terhatum が正しければ、当然ウル第三王朝時代の婚姻も売買婚か否かが問題となる。ところが、terhatum は上記のように法領域に属するものであるから、当然、裁判でも問題として取り挙げられているのに対し、níg.mussa は離婚に際しても裁判記録からは全く検出されない。従って、まず、古バビロニア人による níg.mussa = terhatum の解釈の是非が問題となり、ウル第三王朝時代における níg.mussa の用例を検討してみる必要がある。例えば TRU 295 には、

雄牛1頭、雄羊3頭、雄山羊2頭をアムル人エラヌムへ。監督官はスミドイルム。雄牛1頭、雄羊2頭、雄山羊3頭をアムル人マガヌムへ。監督官はルーガルカギナ。以上を彼等の義父 $_{ushar}$ 、の家へ;nig.mussa を~するために……

古バビロニア人が níg.mussa に terhatum を宛てていることから, níg.mussa をそのまま terhatum と同義に解する学者も多いが, ファルケンシュタインは既に, níg.mussa を『花嫁代』と同義とすることに疑問を持ち, ウル第三王朝時代直前のラガシュのエンシ, グデアの碑文にあるニンギルス神とバウ神の婚礼譚から, níg.mussa を『祝宴の御馳走』と解し, ウル第三王朝時代の婚姻も売買婚とは見做していない¹¹⁵⁾。

リピト・イシュタル「法典」29条¹¹⁶⁾ には níg.mussa の術語が用いられているが,この規定はエシュヌンナ「法典」25条やハンムラビ「法典」160-161条に一致し,従ってイシン王朝リピト・イシュタル王の段階では明らかに níg.mussa は terhatum と同義に用いられていたことが分る。古バビロニア人による níg.mussa と terhatum の同一視がどのような経由によるものかはともかく,筆者もおそらくウル第三王朝時代の níg.mussa は,『(婚儀の)祝宴の為の食糧』を意味していたと考える。祝宴はおそらく慣習として行われ,従って法関係記録には残らなかったのではないだろうか¹¹⁷⁾。出土例が王家・高官の子息やアムル人に限られるので,一般の慣習と見做すべきか否か不明であるが,上記の殆んどはドレヘム出土記録であり,ドレヘムは国庫の記録保管所であるから対象

が国庫の財に関係する者となるのは当然である。従って、ウル第三王朝時代にも大なり小なり前述の UET V 636 にみられたような婚礼の祝宴を互いの家族間で催す慣習があったと考えてよいかもしれない。

婚姻締結の方法については、売買婚を示す証拠は全くみられない。むしろ男性当事者と女性の保護者ないしは 保護者同士による共諾婚のように窺われる。古バビロニア時代の婚姻を売買婚とみるコシャーカーも、ウル第三 王朝時代の裁判記録は花嫁の代償物の支払いを伝えていない、と述べている¹¹⁸⁾。

ウルカギナ碑文およびアッカド期の記録には、婚姻税が言及されている¹¹⁹。ウル第三王朝時代にも婚姻税が 設けられていたかもしれないが、現在のところ記録には残っていない。

(4) 婚姻形式

ITT III 5276 rev. i 8 - ii 5 + ITT III 6570 rev. i 1'- 3' lt,

ウルシュルの娘ニンナムマフニは、ルーガルイムルアの相続人である。ニバウはニンナムマフニと結婚したい旨を [ルーガルイムルアに告げた]。ルーガルイムル[アは、彼女を彼の]相続から[外したという事を] 2名の証人が誓言した。

と述べている。裁判の争点は別のところにあるが、養女ニンナムマフニは婚姻によって相続を外され、従って男性の家へ嫁入りしている。NRVN I 5 では、

……ウルトゥマルは、ウルヌスクに対して『私はあなたの女婿です』と言った。他家へは(婿)入りしないことを王の名 にかけて誓った。……

とあり、 $BE ext{ III } 8$ では、娘の父親が、花婿として所望する男性に、娘と結婚してくれれば自分の家を与えると述べている 120 。

婚姻した夫婦が新しい家族を形成する場所は、上記のように法関係記録から,夫方居住も妻方居住も検出できる $^{121)}$ 。これまでみてきたウル第三王朝時代の婚姻は明らかに家父長制的婚姻の特質を示しているが,その居住形式は両居制だったようである $^{122)}$ 。ただし,いずれの場合も,婚姻は「男性が女性を娶る」で表現されている。

夫婦がどちらの親族からも離れて新しく居を構える場合もあったかもしれないが、定かではない。 ITT III 5276 obv. ii 7'-rev. i 7 には、

……ウルニンギズィダは大臣 sukkal-mah の前で、彼の息子アダを相続から外し、ルバを彼の相続人にした。

とある。*ITT* III 6528 は損傷が多く転写テキストだけでは判じ難いが、ファルケンシュタインの補充¹²³⁾ が正しいならば、

…かつて(生前)カルラは[家屋]と財産を妻に贈り、王の名にかけてその誓約をした(という事実について)証人(2名)が居る。[ゲメイナンナ]ウヌガとその息子は証人に反論した。(しかし)[ゲメイナンナ]ウヌガは嫁として[舅の家に一緒に]住んでおらず、「カルラは息子を相続から外したと妻が誓言した(ので)]……

と読める。カルラの息子はゲメイナンナウヌガと結婚したが相続を外されていた。カルラの息子が死亡し、子供を抱えた未亡人は、おそらく姑が舅から贈与された財産に関して、舅の死後、わが息子にも相続権がある旨を主張して裁判を起したと思われる。ファルケンシュタインは、このような相続を外された男性の婚姻を全て妻方居住と解釈している。が、彼の論によれば、妻方居住をすれば花婿は必然的に舅の相続人に加えられることになるから、果して常にそのように双方の利害関係が都合よくいくものだろうか。

(5) 夫婦間の権利義務

A 扶養の義務

ITT III 6550 には、

ウルイガリムは、未亡人ララグラを娶った。(ところが其の後)疾病したララグラは、そのために、[ウル]イガリムに向って、『[ゲメ]バウをお娶り下さい。そして [私]には大麦と羊毛を支給してほしい』と話した。[そこでウルイガリムは、裁判官]達の前で(その約束を)変更しない[と哲った。]と羊毛[生存中?]ララグラはウルイガリムの[所]から取得す[べし] ……

と記録されている。おそらく夫婦間で交わした扶養契約の履行を夫が怠ったため疾病の妻が起した裁判であり、 夫は妻を扶養すべき旨の判決が下っている。これは夫婦で契約を交わした特殊なケースであるという解釈も成り 立つが、ハンムラビ「法典」148条には、

もし人が妻を娶るも、ラブー(?)病が彼女を襲い、彼が他の女性を娶ろうと心に決めたならば、彼は娶ってもよい。 (ただし)彼はラブー(?)病が襲った妻を離別すべきではなく、彼女は彼が建てた家に住み、生存する限り彼は彼女を扶養 すべきである。

とあることから₃ 筆者は、妻が疾病した場合の夫の扶養義務の素地がウル第三王朝時代に既にあったと考える。 ただこの扶養が、一律に義務づけられたものか、夫にその能力がある場合に限るかは不明である。

当時はおそらく夫婦の財産関係は別産制であったと考えられる。財力のない夫の方が罹患した場合,妻にはどのような義務が課されていたのだろうか。

既に当時は通常一夫一婦婚であったことを述べたが,この記録からは,妻の疾病という特殊な事情があれば, 重婚も許されていたことが窺える。

裁判記録 ITT II 2781 は、父親の死後息子達が起こした遺産相続請求を扱っている。ここでは、父親の遺産はその妻が生存する限り彼女が保有権を持つと共に扶養も保障され、相続人は、彼女の死後に父親の遺産を分配すべき旨の判決が下っている。しかし、これは特殊なケースで、ウル第三王朝時代には通常、父親の遺産は息子¹²⁴⁾ が相続し、父親の妻には相続権がない¹²⁵⁾。妻は、婚姻に際して実家から持参したものと生前夫から受けた贈与をその財産とし、夫の死後は、その財産で自活するか、再婚するか、義父あるいは息子の扶養に頼る、という三者の中から択一しなければならない。

妻の扶養問題は相続と密接に関連しているので、稿を改めて相続について検討する中で詳しく述べたい。

B 貞操義務

ITT III 5286 obv. ii 1−9 ₺こ,

ウルラマはカタを娶った。夫ウルラマが知ることなく他の男性が(既に)彼女と同衾していた。夫はそれ(に関して)誓言することを拒否したが、カタが彼の申し立てを認めたので、カタは離別された。

とある。妻が、婚姻締結以前に性的交渉を持ったことを花婿に隠して結婚し、後、知れるところとなって、非処女 (あるいは隠蔽)を理由に提訴された。離婚金なく離別させられているから、訴えは正当と見做されたのである。はじめに挙げたウルナンム「法典」からも窺えるように当時は女性の処女性が非常に重要視されたので、当然の判決だったであろう。*ITT* V 6948 は、

……は[王の名にかけて]誓った。ダムカルラは [ウル]バラグクガ以外誰とも同衾しなかったと誓言した。

とある。損傷が激しく状況が明確でないが、おそらくウルバラグクガはダムカルラの夫で、彼女は姦通の嫌疑をかけられたため身の潔白を誓言した、と解するのが最も妥当であろう。*ITT* II 948 によれば、一組の男女が合法的に婚姻を締結したが、妻が夫の部屋で同衾しない故に離別し、離婚金は支払われていない。この記録は、夫婦は同居の義務があるという証左でもあろうか。

以上の記録からは、結婚すれば妻は夫に貞操義務がある、ということが明らかである。なお、ウル第三王朝時代よりも男尊女卑が激しくなる古バビロニア時代の法規集でも夫の妻に対する或る程度の貞操義務が定められている¹²⁶⁾ので、現存する記録にはみられなくても、当代、程度の差はあれ、夫婦双方が貞操義務を負っていたと推測する。貞操義務の違反は離婚の原因となる。従って、詳細は後篇の離婚で論じることにする。

C 夫婦の財産関係

まず、夫婦は別産制であった。妻は原則として遺産を相続できず、夫は証人をおいて恣意により妻に贈与の形で財産を生前に分与している¹²⁷⁾。夫が望めば、妻を相続人にも指定できたかもしれない¹²⁸⁾。通常は、贈与財と婚姻の際に実家から持参した嫁資が妻の財産で、この財産によって取得したものは妻の財産の中に加えられている¹²⁹⁾。夫から正式に受けた贈与については、相続人は父の遺産として請求することはできない。

夫婦の財産関係も相続の問題と密接に絡まり、ここで簡単に述べることはできないから、相続について考察する中で更に検討を加えたい。

おわりに

以上、ウル第三王朝時代の婚姻について、婚約から結婚までを検討してきた。はじめに述べたように、婚姻は 家族形態や相続制度等と密接に関連しているから、ここだけでは検討しきれない問題も多々あり、また、これま で論じられたことが殆んどない為に仮説に止まるところもあった。これから個別に検討していかなければならな

婚姻では、その解消のあり方も重要である。従って、後篇で離婚を検討した上で、ウル第三王朝時代の婚姻について筆者なりのまとめを述べたい。

補記:

本稿において使用した略号表記は, Archiv für Orientforschung, Berlin-Graz u.a., 1926ff. の表記法に従う。

注

- 1) 一般に、序文・本文・後文の体裁で構成され立法意図も書き込まれた一連の楔形文字法規集を法典と呼んでいるが、これについては後述するように問題が多く、括弧付きで法典と呼ぶことにする。ウルナンム「法典」については、J. Finkelstein, "The Laws of Ur-Nammu," JCS 22 (1969), pp. 66-82; F. Yıldız, "A Tablet of Codex Ur-Nammu from Sippar," OrNS 50 (1981), pp. 87-97, S. Kramer, "The Ur-Nammu Law Code: Who Was Its Auther?" OrNS 52 (1983), pp. 453-456 参照。
- 2) ŠL 237 34), 52); A. Falkenstein, NSGU III, p. 91; N. Lemche, "Andurārum and Mīšarum: Comments on the Problem of Social Edicts and their Application in the Ancient Near East," JNES 38 (1979), pp. 15-21 参照。
- 3) 括弧内は筆者補足,以下同様。
- 4) Si 277 iii 61'-64'. 条数については、未だ欠損した条項も多く、粘土板によって条項の配列も異っているので、本稿では R. Borger, Rechts- und Wirtschaftsurkunden Historischchronologische Texte, TUAT I ∕₁, 1982, pp. 17-23 に従った。以下同様。
- 5) Falkenstein, NSGU I, p. 94 参照。
- 6) Si 277 iii 65'-75'.
- 7) ŠL 322 3); Finkelstein, "Sex Offenses in Sumerian Laws," JAOS 86 (1966), p. 370; B. Landsberger, "Jungfräulichkeit: Ein Beitrag zum Thema «Beilager und Eheschliessung»," Symbolae Ivridicae et Historicae Martino David Dedicatae II, 1968, p. 57 参照。
- 8) Si 277 iv 76'-80'.
- 9) Si 277 iv 86'-92'; U 7739 i 1-10.
- 10) ŠL 554 52); Yıldız, op. cit., p. 97 参照。
- 11) Si 277 iv 93'-97'; U 7739 i 20-24.
- 12) D. Owen, "Widows' rights in Ur III Sumer," ZA 70 (1980), pp. 174-175; 原田慶吉『楔形文字法の研究』清水弘文堂書房, 1967年, 204-205 頁参照。
- 13) U 7739 i 25-29.
- 14) U 7739 i 30-36.
- 15) 本稿82頁参照。さしあたり、フィンケルシュタインの推定補充を掲げた: Finkelstein, JCS 22, p. 69 1. 299; p. 75.
- 16) U 7739 ii 13-23.
- P. Koschaker, Rechtsvergleichende Studien zur Gesetzgebung Hammurapis, 1917, pp. 1-6; G. Driver and J. Miles, The Babylonian Laws I, 1952, pp. 1-53; F. Kraus, "Ein zentrales Problem des altmesopotamischen Rechtes: Was ist der Codex Hammu-rabi?" Genava 8 (1960), pp. 283-296; W. Leemans, "King Hammurapi as Judge," Symbolae David II, pp. 107-129; Finkelstein, "Ammiṣaduqa's Edict and the Babylonian 'Law Codes'," JCS 15 (1961), pp. 91-104 など参照。なお, T. Frymer-Kensky, The Judicial Ordeal in the Ancient Near East I (Ph. D. Dissertation, Yale Univ., 1977), pp. 131-137 は, この法典/法規集の性格とそれをめぐる諸学説およびその問題点を簡略に整理している; M. Roth, Scholastic Tradition and Mesopotamian Law (Ph. D. Dissertation, Univ. of Pennsylvania, 1979), pp. 6-11 も併せて参照。
- 18) I. Gelb, "Household and Family in Early Mesopotamia," OLA 5 (1979), pp. 1-97.
- 19) 松島英子「古代メソポタミアにおける神の婚礼の意味について」『三笠宮殿下古稀記念オリエント学論集』小学館, 1985年, 313-317頁にはこれまでの研究が整理されている。
- 20) 管見の限りでは, ファルケンシュタインの研究(注23) が唯一で, 他は, 僅かに, 古バビロニア時代における婚姻の研究に際し, 必要に応じてその前代が一瞥されている程度である。S. Greengus, "The Old Babylonian Marriage Contract," *JAOS* 89 (1969), pp. 524-532; C. Wilcke, "Familiengründung im alten Babylonien," in: E. Müller et al. (eds.), *Geschlechtsreife und Legitimation zur Zeugung*, 1986, pp. 213-317.
- 21) 王室と一般庶民の婚姻はおそらく事情が異なるので、本稿では一般の婚姻のみを扱う。P. Michalowski, "The Bride of Simanum," JAOS 95 (1975), p. 718 参照。
- 22) Greengus, op. cit., pp. 505, 512-513 参照。
- 23) A. Falkenstein, Die neusumerischen Gerichtsurkunden: I Einleitung und systematische Darstellung, 1956; II Umschrift, Übersetzung und Kommentar, 1956; III Nachträge und Berichtigungen, Indizes und Kopien, 1957.
- 24) 婚姻予約の際の口上として以下のヴァリアントが集められる。ただし、この種の口上は、記録上一定の表現をとったという可能性も考えられ、必ずしも現実にこの通りの文句をもって述べたかどうか分らない: M. David, Die Adop-

tion im altbabylonischen Recht, 1927, p. 81; Falkenstein, NSGU I, p. 99; Greengus, JAOS 89, pp. 524-526 参照。

- 1. 結婚を希望する男性の父親による口上
 - i mu.lugal PN_1 dumu.mu PN_2 dumu. PN_3 (.ak.a) ha.a.du₁₂

『王の名にかけて,我が息子某₁ と,某₃ の娘某₂ を婚姻せしめよ』: *ITT* III 6610 (=NSGU II 19); *JCS* 16, p. 78 HSM 3662.

ii mu.lugal PN_1 dumu.mu PN_2 dumu. PN_3 .ke₄ ha.a(n).du₁₂

『王の名にかけて,我が息子某₁を,某₃の娘某₂に(婚姻で)取らしめよ』: ITT III obv. 6557 ii 5'-8' (=NSGU II 206); NSGU II 14, II. 15-17. ファルケンシュタインはこの表現を書記の誤りとみて,息子某₁を動詞 du_{12} の主語としている。ITT III 6557 は破損により後部を知ることはできないが,NSGU II 14 のケースは,続く婚姻の下りでは男性が女性を娶ったという表現がとられている: NSGU II, p. 22 参照。

iii mu.lugal PN1 dumu.PN2 PN3 ibila.mu ha.an.du12

『王の名にかけて、某2の娘某1を我が相続人某3に娶らしめよ』: L 958 (=NSGU II 17).

iv mu.lugal PN ibila.mu mussa.zu ḫé.a

『王の名にかけて,我が相続人某をあなたの女婿たらしめんことを』: ITT II 960 obv. 8-10 (=NSGU II 18).

v [dumu].zu dumu.mu ha.ba.du₁₂.du₁₂

『我が息子があなたの[娘]と婚姻せんことを』: ITT II 948 (=NSGU II 22).

- 2. 結婚を希望する男性本人による口上
 - i mu.lugal PN_1 dumu. PN_2 dam. šè ha.du₁₂

『王の名にかけて, 某2の娘某1を妻として娶らしめよ』: ITT III 6444 (=NSGU II 15).

ii mu.lugal PN1 dumu.PN2 ha.a.du12

『王の名にかけて, 某₂の娘某₁を娶らしめよ』: *ITT* III 6432 (=*NSGU* II 16); *ITT* III 6523 ii′ 6′-7′ (=*NSGU* II 181).

- 3. 花嫁となるべき女性の父親による口上
 - i mu.lugal PN_1 dumu. PN_2 .ke₄ PN_3 dumu.mu ha.an.du₁₂

『王の名にかけて, 某2の息子某1に我が娘某3を娶らしめよ』: NSGU II 14, 11.4-6.

ii PN.e dumu.mu ha.ba.du₁₂.du₁₂

『某が, 我が娘と結婚せんことを』: BE III 8.

- 25) NSGU I, p. 99.
- 26) Wilcke, op. cit., pp. 245-246.
- 27) 宣誓表現としての mu.lugal については D. Edzard, "Zum sumerischen Eid," AS 20 (1974), pp. 63-94 参照。
- 28) ŠL 574 参照。
- 29) アスペクト Marû/Ḥamṭu に関連して, ḥa····動詞 Marû 形 (Precative/Optative); ḥa····動詞 Ḥamṭu 形 (Affirmative) という関係が既に吉川守氏によって指摘されている:吉川守「Neobabylonian Grammatical Texts に於ける文法術語について (III) —Marû/Ḥamṭu—(その三)」『広島大学文学部紀要』28/2, 1968年, 317-343頁。特に338-339頁参照。
- 30) グレングスは NSGU II 14, II. 4-6; 15-17 を, 母親が口上を唱えたケースと解釈している: Greengus, op. cit., p. 524 note 94. しかし, 口上を述べたニンマルカ dNin.marki.ka は女性名とは特定できず, 母親と解釈する根拠がない。 NSGU II 14 note 2; H. Limet, L'Anthroponymie sumérienne dans les documents de la 3e dynastie d'Ur, 1968, p. 137 参照。
- 31) ITT III 6519 rev. 3-7+ITT II 960 rev. 1'-4'.
- 32) ITT II 960 obv. 5-10; ITT II 948 obv. 5-8.
- 33) L 958; ITT III 6432; ITT III 6444; ITT III 6557 等。
- 34) M. Civil, "Enlil and Ninlil: The Marriage of Sud," *JAOS* 103 (1983), pp. 43-66. なお, 部分的には1967年に発表されている: id., "Remarks on 'Sumerian Bilingual Texts'," *JNES* 26 (1967), pp. 200-211.
- 35) 女性側の拒絶については、伝統的な作法という可能性も考えるべきかもしれない。
- 36) 本稿82頁参照。
- 37) 既にファルケンシュタインも、娘の婚姻契約能力について同様の推定をしている: NSGU I, p. 99.
- 38) ITT III 6557 obv. ii 3´-rev. i 6´; ITT III 6432; ITT III 6444; L 958; ITT III 6610; NSGU II 14 等。
- 39) NSGU II 17 参照。
- 40) ウルナンム「法典」 9条; ハンムラビ「法典」138-139条も参照。
- 41) NSGU II 166 参照。
- 42) Koschaker, "Eheschliessung und Kauf nach alten Rechten, mit besonderer Berücksichtigung der älteren Keilschriftrechte," ArOr XVIII/3 (1950), pp. 215, 282 note 88. グレングスはコシャーカーの説に反対し、このケースは賠償金の支払いではなく離婚金の支払いであるという意見を持っている: Greengus, op. cit., pp. 526-527 note 112.

- 43) NSGU II 15 参照。
- 44) M. Çığ, H. Kızılyay and Falkenstein, "Neue Rechts- und Gerichtsurkunden der Ur III-Zeit aus Lagaš aus den Sammlungen der Istanbuler Archäologischen Museen," ZA 53 (1959), p. 53 Abb. 1.
- 45) NSGU II 16 参照。
- 46) NSGU I, p. 99.
- 47) Greengus, op. cit., pp. 526-527.
- 48) Die Serie ana ittišu, MSL I, 1937.
- 49) *Ibid.*, pp. 100-101, Tf. 7 III 16-21.
- 50) ŠL 104 131) 参照。
- 51) Ibid., 1)-18) 参照。
- 52) Wilcke, op. cit., pp. 241–242.
- 53) M-AL. A. 43. Borger, op. cit., pp. 88-89 § 43; 原田慶吉, 前掲書, 358頁43参照。
- 54) Civil, JAOS 103, p. 54 l. 67. 本稿79-80頁参照。Civil, op. cit., p. 52 l. 33; pp. 55-56 ll. 105-129 も参照。
- 55) Hệ I, II. 35-40 (=MSL V, pp. 11-12); Hệ XIII, II. 127-131 (=MSL VIII/1, p. 18); Ni. Fore. to Hệ XIII, II. 93-96 (= MSL VIII/1, p. 84) も参照。
- 56) Finkelstein, JCS 22, p. 75 note 5. mu.pà.da/zikir šumim に関しては、Kraus, "Akkadische Wörter und Ausdrücke, VIII. —Zu zikir šumim; šumam zakārum," RA 65 (1971), pp. 99-112, esp. p. 110 を併せて参照すべきである。
- 57) **J.** Renger, "Who are all those People?" OrNS 42 (1973), pp. 259–273, esp. pp. 272–273.
- 58) 本稿87頁参照。
- 59) CH 138-139; 141-142; 149; 162-164. ハンムラビ「法典」については, É. Szlechter, *Codex Hammurapi*, 1977; Borger, *Babylonisch-Assyrische Lesestücke*, 1963, II, pp. 2-46, III, Tf. 1-30; Driver and Miles, *op. cit.*, I-II, 1952, 1955 参照。
- 60) 本稿87-88頁参照。
- 61) Finkelstein, op. cit., p. 69 l. 299; p. 75 note 5. 本稿78頁参照。
- 62) Edzard, JCS 16, p. 78 no. 43.
- 63) 婚姻あるいは婚約当事者の一方の家族の職業だけが分るものは次の通りである。

テキスト	男性側	女 性 側
BM 14821 rev. 6-10		父親:医者 (a.zu)
BM 19360	本人:料理人 (muḥaldim)	
ITT № 923 rev. 1-5		父親:吟唱楽人 (nar)
ITT 931		父親:ロバ飼い (sipa.anše)
ITT	本人:商人 (dam.gàr)	
<i>ITT</i>	父親:酒盃官 (sagi)	
ITT Ⅲ 5263	父親:牛飼い (ÙNU)	
<i>ITT</i> Ⅲ 5286 obv. ii 1–9		父親:樹園労働者 (nu.kiri ₆)
rev. ii 6'-16'		父親:吟唱楽人 (nar)
ITT Ⅲ 6432	父親:樹園労働監督官 (santan)
NSGU [14 12-21	本人:羊飼い (sipa)	
JCS 8 p. 46 Kelsey Museum of Archaeology 26		父親:牛飼い (ÙNU)
TUT 125 obv. ii 14'-rev. iii 5		父親:商人 (dam.gàr)

- 64) ŠL 536 76); CAD A/II, pp. 445-447, ašlāku; AHw, p. 81 ašlāku 参照。
- 65) ŠL 401 152) b), n); CAD A/II, p. 233 ararru; AHw, p. 65 ararru, p. 1385 tē'inu 参照。
- 66) ŠL 49[×] A 1) g, 2) b, 3) b; NSGU III, p. 111 GÀL.DI 参照。現在のところ職種不明である。
- 67) ŠL 61 55); CAD N, pp. 313-316 nuḥatimmu; AHw, p. 801 nuḥ(a)timmu 参照。
- 68) ŠL 532 16); CAD IJ, pp. 242-243 išippu, AHw, p. 395 išippu; Renger, "Untersuchungen zum Priestertum der altbabylonischen Zeit," ZA 59 (1969), pp. 122-126, esp. pp. 124-126 参照。

- 69) ŠL 398 65); AHw, p. 845 pašīšu; Th. Jacobsen, "Ancient Mesopotamian Religion: The Central Concerns," PAPS 107/6 (1963), p. 477 note 11; Renger, op. cit., pp. 143-172, esp. pp. 160-172 参照。
- 70) Renger, op. cit., pp. 164–165.
- 71) 筆者はベルリンによるテキスト編纂に依拠した: A. Berlin, Enmerkar and Ensuhkešdanna, OPBF 2, 1979, p. 46 1. 118.
- 72) *CAD* N, pp. 376-379 *nâru*; Gelb, "Homo Ludens in Early Mesopotamia," *StOr* 46 (1975), pp. 57-60; Renger, *op. cit.*, pp. 172-187, esp. pp. 180-187 参照。レンガーは『非宗教的な歌手』というゴードンの nar の解釈 (E. Gordon, *Sumerian Proverbs*, 1959, pp. 254, 313) に反対している。クレイマーも nar が神殿に関わっていたことを強調している: Kramer, *The Sumerians*, 1963, pp. 169-170.
- 73) Renger, op. cit., pp. 185-187 参照。
- 74) 本稿注 63) 参照。
- 75) UKg. 6 III 20'-24'. H. Steible, Die altsumerischen Bau- und Weihinschriften, FAOS 5/1, 1982, p. 319 notes 25-29 参照。
- 76) 中原与茂九郎「古代バビロニアに於ける男女関係について」『民族』2/4, 1927年, 6-9頁。
- 77) ITT III 6550. 本稿89頁参照。
- 78) ITT III 6603; ITT V 6838 4'+ITT V 6839 obv. 1'- rev. 3. ITT III 6603 の損傷部分をファルケンシュタインは,分割で高額な離婚金を支払った旨に判読している。この推定が正しいならば,その負担にも拘らず離婚したわけである: NSGU II 5.
- 79) Gelb, OLA 5, esp. pp. 56ff.
- 80) Çığ, kızılyay and Falkenstein, ZA 53, p. 77 Abb. 17a.
- 81) 一般では dam のみであるが王室の場合は少くとも nin, dam, lukur の三通りある。
- 82) 『結婚をする』の表現として以下のヴァリアントが集められる: PN₁(.ke₄) PN₂ ba.an.du₁₂; PN₁.ke₄ PN₂.e ba.an.du₁₂; PN₁(.e) PN₂ ba.an.du₁₂; PN₁ PN₂(.ke₄) ba.an.du₁₂; PN₁ PN₂(.ke₄) nam.dam.(na.)šè ba.an.du₁₂; PN₁ nam.dam.šè PN₂.ke₄ ba.(an.)du₁₂; PN₁ PN₂ nam.dam.a ba.an.du₁₂; PN₁.ke₄ PN₂ in.du₁₂.àm; PN₁ PN₂(.ke₄) in.du₁₂.àm; PN₁ PN₂ in.du₁₂; PN₁.ke₄ PN₂ nam.dam.šè mu.lugal.ka ì.in.pà.
- 83) BM 19360 は注意すべきである。E. Sollberger, AOAT 25 (1976), pp. 440-441 note 17 参照。
- 84) 本稿注 24) 1. ii 参照。
- 85) É. Cuq, Études sur le droit babylonien, les lois assyriennes et les lois hittites, 1929 など参照。
- 86) Koschaker, op. cit., p. 214 notes 10-11.
- 87) A. van Praag, Droit matrimonial assyro-babylonien, 1945, pp. 87-88; Driver and Miles, op. cit., I, pp. 322-324; Wilcke, op. cit., pp. 285-292.
- 88) *NSGU* I, p. 101.
- 89) Landsberger, op. cit., pp. 85-88.
- 90) ハンムラビ「法典」については本稿注 59) 参照。
- 91) CH 161 も同様。
- 92) 原田慶吉,前掲書,205頁参照。
- 93) 既にドライバー等の指摘するところである: Driver and Miles, op. cit. I, pp. 245-249; 田邊繁子「ハンムラビ法典に 於ける女性の地位」『同志社論叢』49, 1935年, 151-154 頁など参照。
- 94) mu.Nin.ḥi.li.sú é.ab.ba.na.ka bí.da.tuš.a Lú.nin.šubur nam.lú.la ga.ba.a.ḥul.a.šè の解釈についてはジェイコブセンおよびグレングスの説に依拠した: Greengus, op. cit., p. 532 note 142. ファルケンシュタインはこの箇所を『ニンヒリスは彼女の父親の家に留りたかったので、ルニンシュブルが彼の家に居れないようにできればいいのにと考えた』と解釈している: NSGU II 169, ll. 20-21.
- 95) あるいは妻方一夫方居住の形式をとり、現在未だ妻方に居る段階。
- 96) MSL I, p. 81 Tf. 6 II 39; p. 97 Tf. 7 II 27 参照。
- 97) NSGU II 21.
- 98) Ibid., I, pp. 102-103
- 99) Greengus, op. cit., pp. 529-532.
- 100) 婚姻予約の際も第三者を介入させることが多いが,後日のトラブルを顧慮しての事で,二次的なものである。
- 101) FLP 1287 iv II. 21-24 はその証例となろう。
- 102) Greengus, "Old Babylonian Marriage Ceremonies and Rites," JCS 20 (1966), p. 62.
- 103) TLB II 2 obv. i 5-19. J. Klein, Three Śulgi Hymns, 1981, pp. 136-137, 148 notes 17-19 参照。
- 104) UKg. 6 II 22'-31'. Steible, op. cit., pp. 316-317, notes 16-17; J. Cooper, Sumerian and Akkadian Royal Inscriptions

- I, 1986, pp. 76-77 note 5 参照。
- 105) OECT I, pl.13 1 9. ジェイコブセンの訳出に依る: Th. Jacobsen, "Notes on Sclected Sayings," in: E. Gordon, SP, p. 482.
- 106) ITT III 6555 obv. 10 も同様。
- 107) UET V 636; Iraq XI, p. 145, no. 5. CAD Z, pp. 162-163, zununnû 参照。
- 108) *UET* V 636 obv. 18-21 では、おそらく花婿側の者と思われる女性が花嫁の家を訪れている: Greengus, *op.cit.*, pp. 56, 61; Civil, *JAOS* 103, p. 62 note 71 参照。
- 109) MSL I, p. 98 Tf. 7 II, ll. 41-44. その他 MSL V, p. 12 1. 37 参照。
- 110) CH 138-139; 159-161; 163-164; 166. CE 17; 25-26. エシュヌンナ「法典」に関しては, A. Goetze, The Laws of Eshnunna, AASOR 31, 1956; R. Haase, Die Keilschriftlichen Rechtssammlungen in deutscher Fassung, 1979, pp. 20-26 など参照。
- 111) Koschaker, RSGH, pp. 111-200, esp. pp. 198-200; Driver and Miles, op. cit., pp. 259-265; Haase, Einführung in das Studium Keilschriftlicher Rechtsquellen, 1965, pp. 58-61; Landsberger, Symbolae David II, pp. 93-94; Renger, OrNS 42, pp. 260-265 など参照。
- 112) MAD I 169 ii 5; iii 9.
- 113) ここではおそらく国家あるいは王室経営に関わる仕事に従事していたと思われる。
- Buccellati, Amorites 15; ITT III 6619; Legrain, TRU 331; 370; Nik 204; P. Steinkeller, RA 74, p. 2, A. 4723; AUCT I 110; 327; 418; TCL II 5563; Boson, TCS 336; MVN III 232; TUT 114 等。
- 115) NSGU I, pp. 103-106.
- 116) UM 29-16-55 rev. iii' 2'-12'. 条数は, Borger, op. cit., pp. 23-31 に従った。
- 117) ただしエシュヌンナ「法典」27-28条には girrum が言及されている。
- 118) Koschaker, ArOr XVIII/3, pp. 230-231.
- 119) UKg. 6 II 22'-III 5'; ITT II 2917.
- 120) 本稿82頁参照。
- 121) 夫方居住. 現存している記録の大半は夫方居住である。Edzard, JCS 16, p. 78 HSM 3662 参照。妻方居住: ITT III 6578 等。他に、結婚後一定期間妻方に、その後夫方に移居する形も在った可能性がある: ITT II 3547 rev. 2-9 参照。
- 122) ファルケンシュタインも両居制を指摘し、妻方に居住すれば男性は生家における相続権を失って、舅の相続人となるので、花婿がそれによってメリットを得る場合にのみ妻方居住が行われたと述べている: NSGU I, pp. 106-107.
- 123) *NSGU* II 29.
- 124) 娘が相続する場合もあるが稀である。
- 125) オーエンは、夫の死後財産相続の優先権を持つのは妻であると主張する: Owen, op. cit., pp. 174-175.
- 126) 例えば MSL I, p. 103 Tf. 7 IV 8-12.
- 127) VAT 12823; ITT V 6836.
- 128) ITT II 2781 参照。
- 129) ITT III 5279.